確　　　認　　　書

令和　　年　　月　　日

郡山市上下水道事業管理者

住　所

氏　名

　下水道に排除する下水に含まれる油などを取り除くための装置「グリーストラップ」を、下記のとおり適正に管理し、油などを公共下水道へ流さないことを遵守します。

　なお、**グリーストラップから油などが溢れたことが原因で、公共下水道の施設を損傷させた場合、公共下水道を管理する郡山市の指導に従い、下水道管の清掃を含めた現状回復を行います**。

記

◎「グリーストラップ」の管理を次のとおり行います。

① バスケットの清掃：毎日１回

② 油の除去及び清掃：週に１回以上（油の堆積が多い場合は、毎日除去及び清掃を実施

します。）

③ 沈殿物の除去及び清掃：月に１回以上（沈殿物の堆積が多い場合は、適時除去及び清

掃を実施します。）

④ 排水トラップ内部の清掃：２～３か月に１回

※清掃して除去したものは、専門の産業廃棄物処理業者に処理を依頼します。

現状回復等を実施しなければならない根拠

下水道法第１８条（損傷負担金）

　公共下水道管理者は、公共下水道の施設を損傷した行為により必要を生じた公共下水道の施設に関する工事に要する費用について、その必要を生じた限度において、その行為をしたものにその全部又は一部を負担させることができる。